

岩国市学校部活動の地域移行に向けた取組方針
(初版)

令和 6 年 3 月
岩 国 市
岩国市教育委員会

～目 次～

I	本方針の策定趣旨	・・・	P 3
II	本方針の対象範囲	・・・	P 4
III	関連方針との整合	・・・	P 4
IV	主な用語の定義等	・・・	P 4
V	取組の背景 (市内中学校部活動の現状)	・・・	P 5
VI	目指す姿	・・・	P 8
VII	期待される効果	・・・	P 8
VIII	取組の方向性	・・・	P 9
IX	取組、スケジュール	・・・	P 13

I 本方針の策定趣旨

学校部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育むとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができるという重要な教育的意義を有してきた。

しかし、教育に関する課題が複雑化・多様化する中、少子化や学校の働き改革の要請に伴い、学校単位での部の存続が難しくなっている学校や地域があるなど、学校部活動を従来と同様の体制で運営することが難しくなりつつある。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁において学校部活動の段階的な地域移行に関する検討が進められ、令和4年12月には、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（「国ガイドライン」）が策定された。

国ガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することとされ、このガイドラインを踏まえ、山口県においても、県や市町、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があるとして、地域スポーツ・文化クラブ活動を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（「県在り方方針」）が、令和5年10月に策定されたところである。

岩国市においても、国ガイドラインや県在り方方針等を踏まえ、本市の中学生等にとってふさわしい文化・スポーツ環境の構築のため、令和4年8月、市内文化・スポーツ団体や学校・PTA関係者を構成員とする「岩国市中学生文化・スポーツ活動推進協議会」を組織し、課題の共有や推進のあるべき方向性等について議論を重ねてきたところであるが、このうち、「学校部活動の方向性」について、一定の共通認識を得るに至った。

令和5年12月には、市内の小学校・中学校、その児童・生徒、保護者に対して、学校部活動の方向性について周知を図ったところであるが、今後は、地域の文化・スポーツ等活動も含めた具体的な方向性の共有、当該方向性に基づく取組やそのスケジュール、推進体制等についても、市民へ周知、理解促進を図りながら、地域移行を着実に進めていく必要がある。

本方針は、県在り方方針で「市町における総合的な取組」として「地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し周知」すべきとされているもののうち、「取組の背景、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に見込まれる効果、スケジュール」及びその推進体制を中心に、的を絞った方向性を示すため、策定するものである。

Ⅱ 本方針の対象範囲

本方針は、

- ・ 岩国市立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下「中学校」という。）、
- ・ 中学校部活動の移行先として適切な岩国市内の文化・スポーツ等団体を主な対象とする。

Ⅲ 関連方針との整合

本方針は、岩国市教育委員会策定の「岩国市立中学校部活動運営方針」（以下、市部活動運営方針）という。）及び令和6年1月10日付岩国市教育委員会「岩国市『新たな学校部活動の在り方に関する方針』について」で示されている方針（以下、「市部活動在り方方針」という。）を関連方針とし、これと整合を図るものとする。

Ⅳ 主な用語の定義等

- ◆本方針の「地域の文化・スポーツ等団体」とは、文化、芸術、伝統芸能、スポーツ、レクリエーションの活動を行う地域の団体（中学生の受け入れを営利事業として行う団体を除く）を指すものとする。
- ◆本方針において「地域クラブ」とは、地域の文化・スポーツ等団体のうち、学校部活動の役割を継承する団体として、県在り方方針で「地域クラブ活動実施主体」とされている団体を指すものとする。
- ◆本方針において「地域移行」とは、学校部活動以外の活動である、「地域クラブ」の活動に生徒が参加するようになり、学校部活動が縮小・廃止されることをいう。
- ◆本方針の「地域連携」とは、部活動指導員や外部指導者により行われる「学校部活動」を指すものとする。
- ◆なお、本方針において、「地域連携」は、「地域移行」に至るまでの移行期の取組又は「地域移行」を補う取組として位置付ける。

V 取組の背景（市内中学校部活動の現状）

◆ 生徒数の減少等

本市の公立中学校の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。

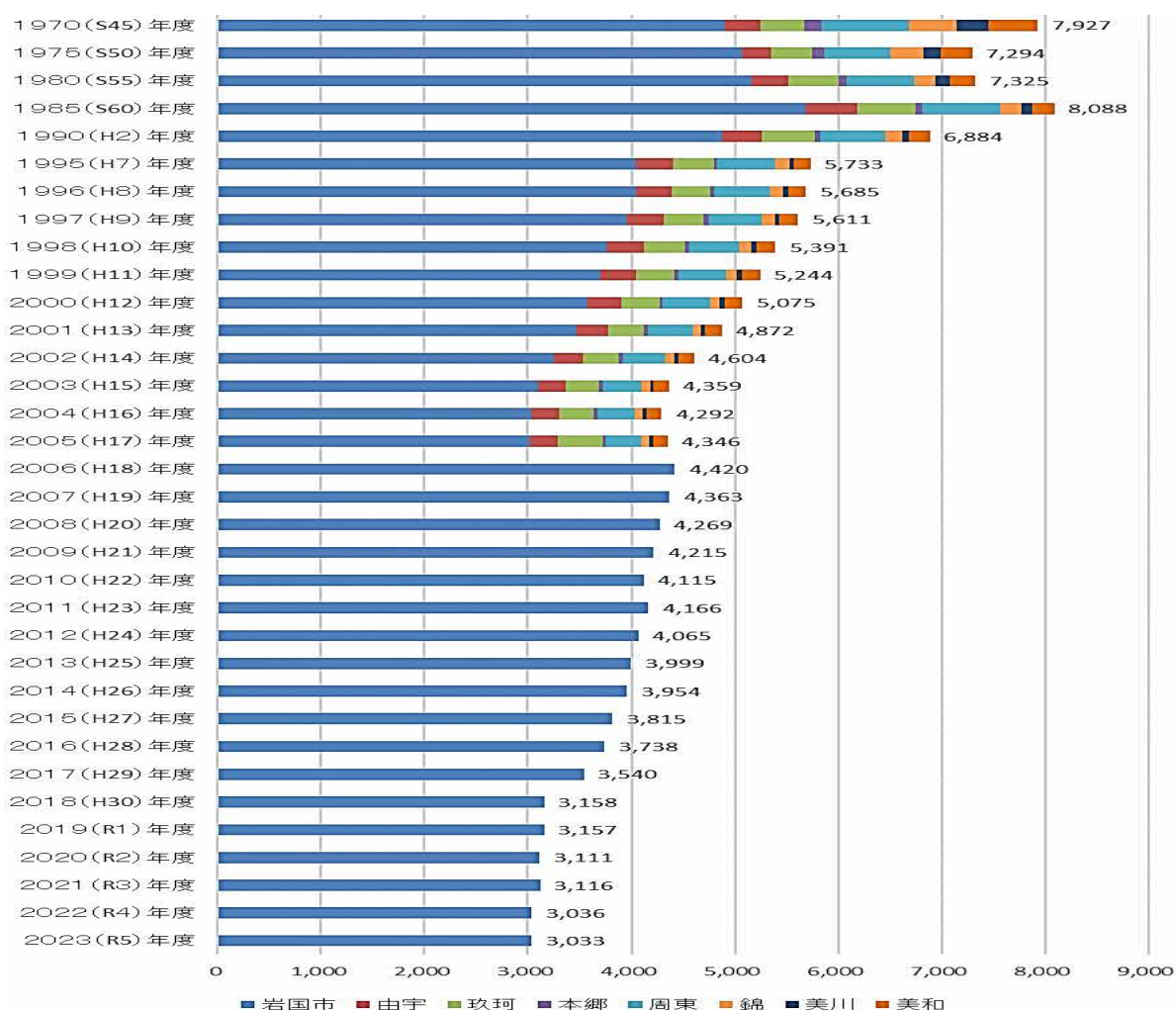
本市の公立中学校の生徒数（図 1）は、昭和 60（1985）年度をピークに年々減少傾向にあり、令和 5（2023）年度には約 3,033 人まで減少し、今後も少子化による生徒数の減少が予想される。

また、平成 24（2012）年度から令和 5（2023）年度にかけて、生徒数が約 1,000 人減少し、市全体では多くの部活動が廃部や休部となるとともに、活動中の部活動においても、団体競技等では、学校単位の充実した部活動の維持が困難になっているケースが増加している。

さらには、令和 5（2023）年度、団体競技で男女共に部活動が設置されている学校は、バスケットボールが 7 校、バレーボールが 1 校、ハンドボール 3 校であり、さらに、競技者の不足により 6 つのチームが合同チームで活動している状況となっている。

こうした中、学校部活動では支えきれなくなっている中学生の文化・スポーツ等活動について、今後は学校単位から市全域を対象とした活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり中学生が文化・スポーツ等に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

（図 1）岩国市公立中学校の生徒数の推移（人）



◆ 児童生徒のニーズの多様化

令和4年12月に、市内小学校の6年生の児童と市内中学校の1年生から2年生の生徒を対象としたアンケートを実施した。

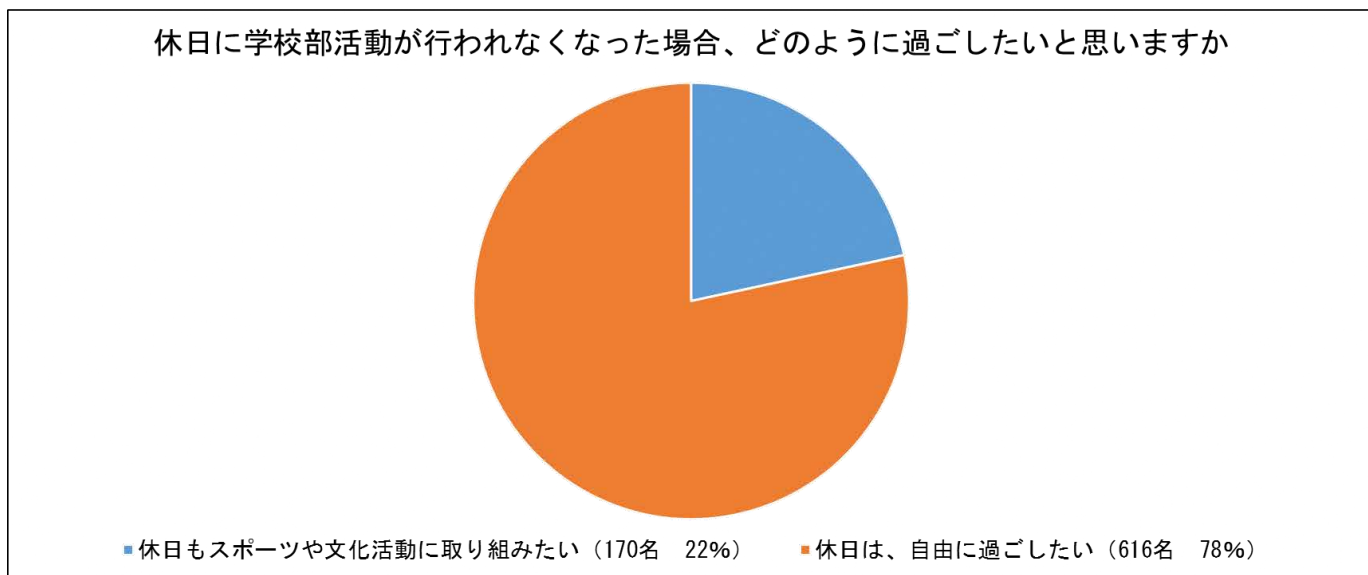
まず、市内小学校の6年生の児童を対象に行ったアンケート結果によると、児童は、すでに様々な文化・スポーツ等に取り組んでおり、さらに、今後も続けたい取組が多様であることが分かる（表1）。

一方で、「休日に学校部活動が行われなくなった場合、どのように過ごしたいと思いますか」という問いに対し、休日もスポーツや文化活動に取り組みたいと回答したのが170人、22%だったのに対し、休日は自由に過ごしたいと回答したのが616人、78%という結果であった。（図2）

（表1）

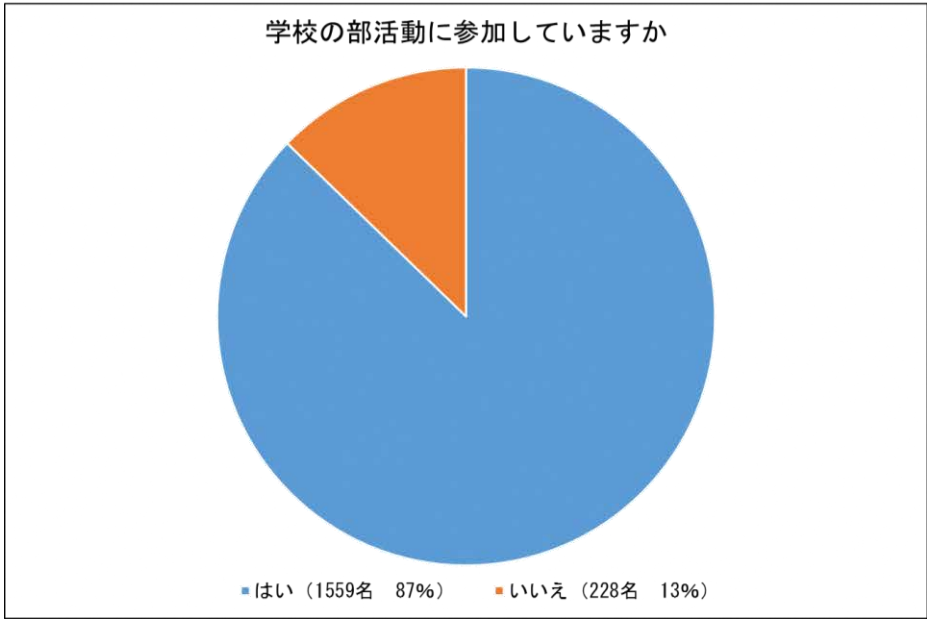
小学生がすでに取り組んでいる、または、今後も取り組む予定である活動	
スポーツ	文化・芸術
空手	神楽
キックボクシング	合唱
剣道	家庭科
サッカー	琴
柔道	習字
新体操	手芸
水泳	ダンス
ソフトボール	バレエ
卓球	ピアノ
テニス	フラダンス
バスケットボール	よさこい
バドミントン	
ハンドボール	
フェンシング	
ボクシング	
野球	
陸上競技	

（図2）



次に、市内中学校の１年生から２年生の生徒を対象としたアンケート結果からは、約 83%にあたる 1,559 人が中学校の部活動に所属している一方で、228 人、約 13%の生徒が部活動に参加していないことが分かった。（図 3）

（図 3）



さらに 104 人の生徒が、すでに地域の文化・スポーツ等のクラブやサークルに所属していることが分かった。

また、「休日もスポーツや文化活動に取り組みたいと答えた人に質問します。どのような内容の活動をしてみたいですか。」という問いに対し、多様な活動を求めていることが分かった（図 4）。

現在、多くの中学校で、部活動の選択肢は減少しており、通学している中学校に取り組みたい競技等の部活動がないことや、小学生のときに取り組んでいた競技等を継続したいなど、学校部活動にはない多様な活動、自分の目的や目標にあった活動を求めていることが分かる。

現状の学校部活動では、限られた選択肢の中から、選択せざるを得ない状況にあり、部活動改革では、児童生徒の多様なニーズに応えるためのシステムの構築が重要となる。

（図 4）

休日もスポーツや文化活動に取り組みたいと答えた人に質問します。どのような内容の活動をしてみたいですか。	
スポーツ	文化・芸術
アーチェリー	書道
空手	そろばん
サッカー	ダンス
自転車	ピアノ
ソフトテニス	フラダンス
ソフトボール	絵画
テニス	楽器
バスケットボール	将棋
バドミントン	吹奏楽
バレーボール	
ハンドボール	
フェンシング	
ボクシング	
ホッケー	
弓道	
剣道	
車いすスポーツ	
柔道	
水泳	
卓球	
野球	
陸上	

VI 目指す姿

岩国市は広い地域に中学校区が存在しており、学校規模も様々なため、地域の実情に応じた文化・スポーツ等活動の最適化を図り、子どもたちの体験格差を解消することを目指す。

併せて、将来にわたって生徒が文化・スポーツ等の活動が続けられるように、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、子供たちの文化・スポーツ等活動を、これまで学校主体で行われてきた学校部活動から「地域で行われる活動」へと、段階的に移行していくことを目指す。

そのため、まずは、今まで市内の学校部活動で行われてきた文化・スポーツ等活動を地域で補っていけるような環境づくりを目指す。

VII 期待される効果

新たな文化・スポーツ等活動に挑戦できる機会が増え自分の目的・興味・関心に応じた種目・分野の選択が可能となり、意欲的な取組が期待されるとともに、個々の興味や才能を伸ばさせることが期待される。

さらに、地域の専門家や指導者の方々の専門的な知識や経験を生かすことで、より質の高い活動が行えることが期待される。

また、学校から地域へ活動の場が広がることにより、学校の枠を超えた生徒同士や地域の指導者等の協力により、多世代間の交流を通して、子供たちの人間形成能力が高まることが期待される。

学校現場においては、学校部活動時間が縮小されることにより、業務軽減につながり、学校教育の質の向上が期待される。また、専門的な分野の指導を継続していきたいという教職員については、地域の指導者として継続した指導が行えるようになることも期待される。

地域にとっては多世代交流による新たなコミュニティの創出や、活力ある文化・スポーツ等環境の充実による絆の強い地域が作られることが期待される。地域の文化・スポーツ等団体にとっても、活動の活性化、継承者の確保等に繋がる。

VIII 取組の方向性

(P11にイメージ図)

市部活動運営方針（令和6年3月版）の4「(1) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備」において、「校長は、生徒の運動・スポーツ・文化的活動に関するニーズは、競技力や技能等の向上以外にも、友達と気軽に楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、部活動において生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるように努める。」とあることから、本方針に基づく方向性もこれに準じたものとし、次のとおり、段階（STEP）ごとに定める。

STEP1 《主に令和5年度～7年度》： 体験機会の確保

まずは、この多様なニーズに応えることができるよう、中学生が参加可能な地域の文化・スポーツ等団体の情報をとりまとめ、中学校生徒又は中学校入学前の児童、保護者に周知しつつ、中学生が参加可能な団体の種類（競技等種目）や量（クラブ数や参加可能人数等）を増やし、

STEP2 《主に令和6年度～7年度》：「地域クラブ」を目指す団体への支援

中学生が参加可能な団体のうち、「地域クラブ」を目指す団体を支援する。

STEP3 《主に令和7年度～》：「地域クラブ」の育成

これにより、「地域クラブ」となった団体を重点的に支援し、その育成を図り、

STEP4 《主に令和7年度～》： 可能なところから地域移行開始

「地域クラブ」となった団体の種目、指導者、受入可能人数、参加可能な地域範囲等の現状を把握・分析しながら、移行が可能と思われる種目・地域・学校から、徐々に学校部活動を減らし、「地域移行」を開始する。

以上のSTEP1～4に資する取組を、「市部活動在り方方針」で「改革推進期間」の終期とされている令和7年度までの間に取り組み、

STEP5 《主に令和8年度～》： 地域移行を推進するための重点的な取組

令和7年度までに地域移行が完了しない又は令和8年度中の地域移行が見込めない学校・部活動の種目については、当面の間(令和8(2026)年度までを想定。令和9(2027)年度以降の部活動は未定)は学校部活動を継続しながら、これまでの取組を検証したうえで、地域移行を推進するための重点的な取組を検討する。(検討例：部活動指導員・外部指導者の重点配置、学校教職員の兼職兼業による「地域クラブ」活動従事、市域を超えた広域連携、大学・民間事業者との連携等)

【留意事項】

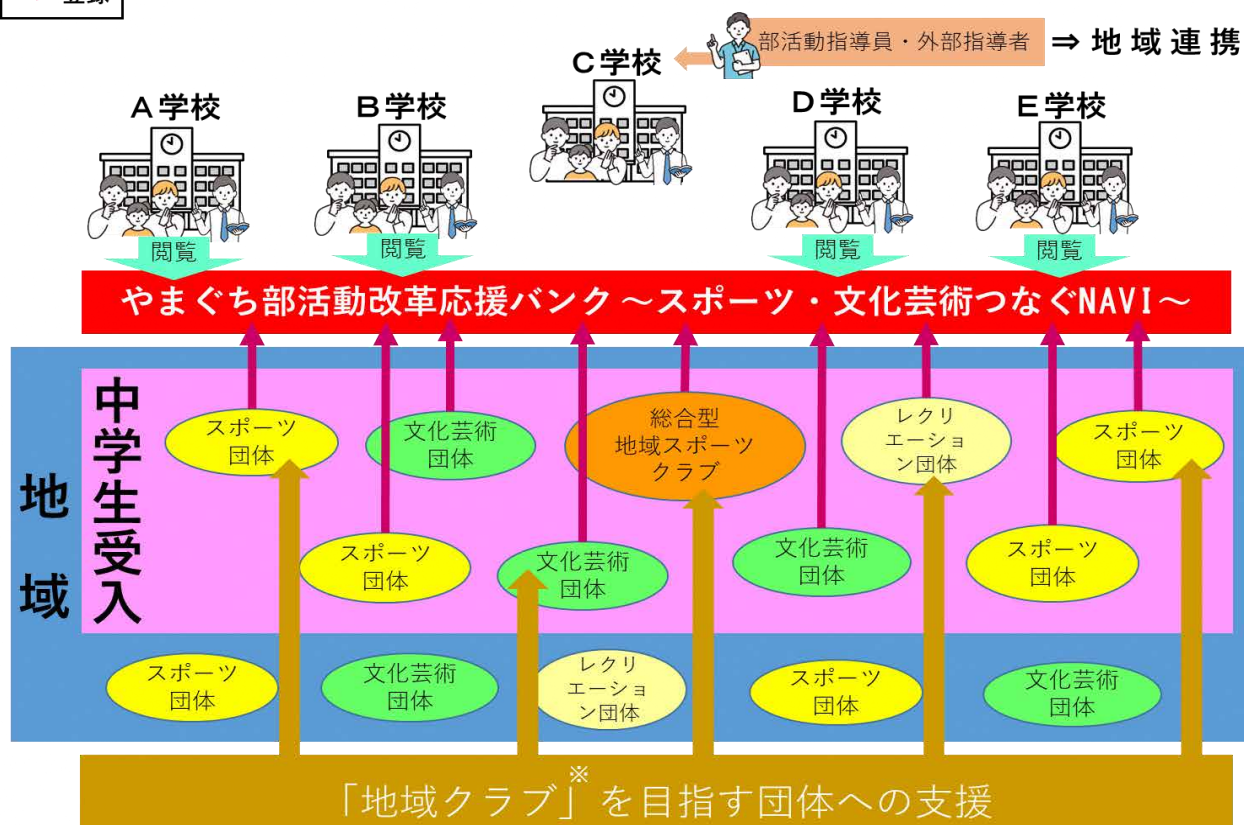
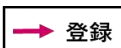
- ◆ 一般的に、部活動の部、協議組織、指導者人材のネットワークは競技等種目ごとに構成されていることを踏まえ、上記の方向性に資する取組は、本市においては、学校・地域別ではなく、競技等種目別に進める方式を主に想定している。
ただし、総合型スポーツクラブ等を中心に、学校・地域単位において複数競技等種目で地域移行と同趣旨の取組が進みつつある、又は、学校・地域単位において移行を進めることが適切と思われる一部学校・地域にあってはその限りではないこと。
(全市統一の方式は想定していない)
- ◆ 「取組」は主として競技等種目別に進めるが、競技等種目別に一斉に部活動を縮小・廃止するということではないこと。
- ◆ (STEP1 関連) 学校部活動から「地域クラブ」活動への移行が、一般的な部活動の地域移行の趣旨ではあるが、余暇時間は学校・学校部活動から離れて自由に活動したいという生徒のニーズも多い。そのような生徒には、「中学生が参加可能な地域の文化・スポーツ等団体の情報をとりまとめ、中学校生徒又は中学校入学前の児童、保護者に周知」することで、多様な体験機会の確保の支援を行うこと。(「地域移行」「地域連携」以外の自由な体験機会を否定するものではないこと)
- ◆ (STEP2 関連) 中学生が参加可能な地域の文化・スポーツ等団体から「地域クラブ」への移行は、あくまで、当該団体(又は当該団体の活動に参加する中学生)の自由な意思に基づくものであること。(「地域クラブ」への移行は必須ではないこと)
- ◆ (STEP4 関連) 移行は、「県在り方方針」及び「市部活動在り方方針」に沿って 休日の部活動から進めることを主に想定するが、種目・地域・学校、「地域クラブ」の実情は異なることから、平日の先行移行もあり得ること。

STEP 1

《主に令和5年度～7年度》： 体験機会の確保

STEP 2

《主に令和6年度～7年度》： 「地域クラブ」を目指す団体への支援



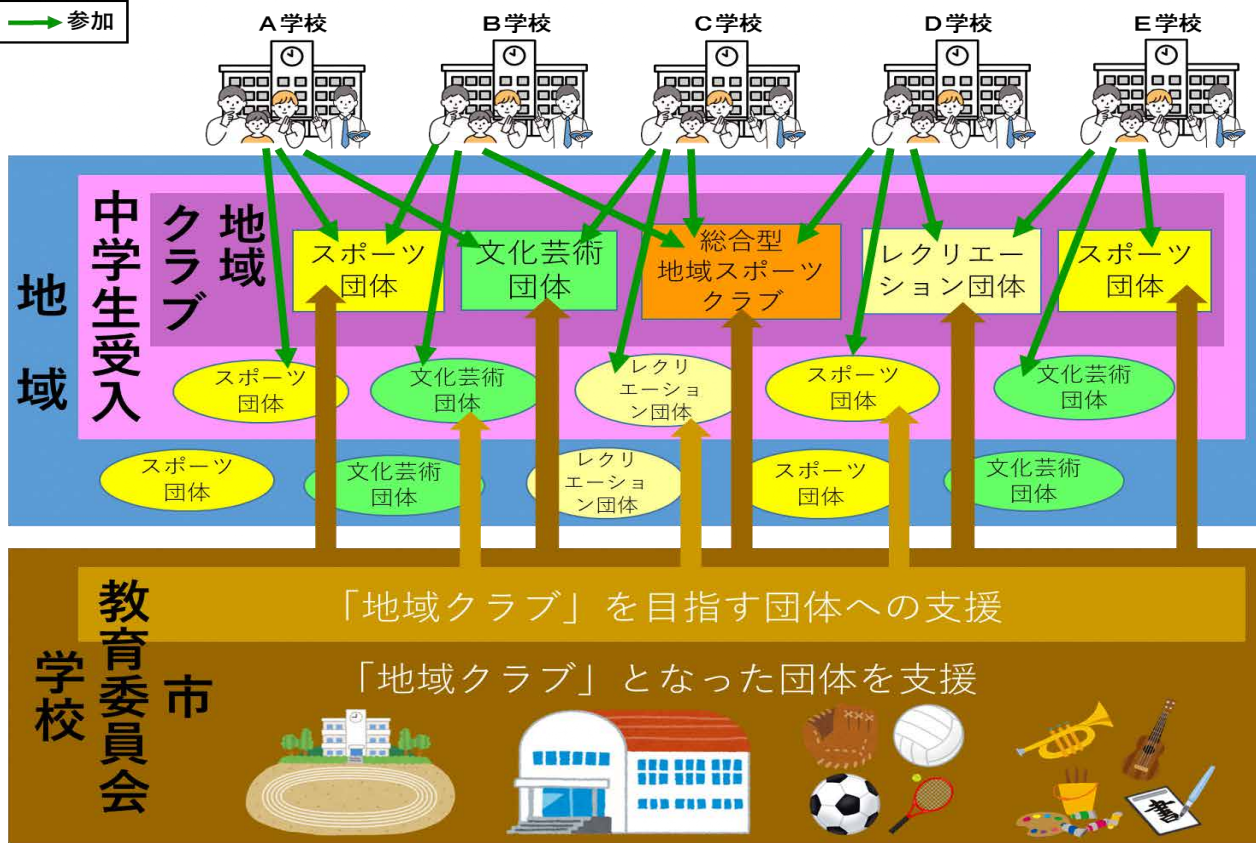
※地域クラブ：中学生を受け入れる地域の文化スポーツ団体のうち、市が認定する団体

STEP 3

《主に令和7年度～》： 「地域クラブ」の育成

STEP 4

《主に令和7年度～》： 可能なところから地域移行開始



○放課後や休日の過ごし方のイメージ

		月	火	水	木	金	土	日
(地域移行前)								
学校部活動に参加する場合 【週7時間】	下校時刻	17:30	16:15	17:30				
	活動時間	16:15 ～17:30 (1時間15分)	(活動休み)	16:15 ～17:30 (1時間15分)	9:00 ～12:00 (3時間)	休み		

(地域移行後)

「地域クラブ」の活動に参加する場合 【週5時間】	下校時刻	16:15						
	活動時間	(活動休み)	19:00 ～21:00 (2時間)	(活動休み)	9:00 ～12:00 (3時間)	(活動休み)		
地域の文化・スポーツ等の活動に参加する場合 【週6時間】	下校時刻	16:15						
	活動時間	(活動休み)	スポーツ 19:00 ～21:00 (2時間)	(活動休み)	文化 18:00 ～20:00 (2時間)	(活動休み)	スポーツ 10:00 ～12:00 (2時間)	(活動休み)
「地域クラブ」の活動と地域の文化・スポーツ等活動に参加する場合 【週8時間】	下校時刻	16:15						
	活動時間	スポーツ 18:30 ～20:00 (1時間半)	(活動休み)	「地域クラブ」 19:00 ～21:00 (2時間)	レクリエーション 19:30 ～21:00 (1時間半)	(活動休み)	「地域クラブ」 10:00 ～13:00 (3時間)	

(上記以外は、これまでどおり、自宅学習、通塾、習い事、休息等で自由に過ごす)

○基本的な活動時間や活動場所の想定

		月	火	水	木	金	土	日
学校部活動	活動時間	放課後の2時間					日中の3時間	
	活動場所	学校施設						
「地域クラブ」の活動	活動時間	放課後～21:00のうちの2時間程度					日中、夜間の3時間程度	
	活動場所	学校施設、その他公共施設、民間施設等						
地域の文化・スポーツ等活動	活動時間	自由(ただし、中学生が参加する時間・時間帯には配慮が必要)						
	活動場所	学校施設、その他公共施設、民間施設等						

IX 取組、スケジュール

地域移行開始まで（STEP1～3まで）の取組を中心に、取組の概要、取組時期（目標と実績）を以下に示す。

初版作成時において具体的内容が未定の取組についても、早期に課題認識・共有ができるよう、その取組（項目）名を記載し、内容が決定次第、逐次改訂版に反映させることとする。

なお、「市部活動在り方方針」で部活動継続の終期が設定されていない（地域移行の完了年度目標が設定されていない）ことから、本方針の取組時期（目標）も、終期は設定しないものとする。（方向性の項目で主な想定年度を記載するのみ）

【地域】…主に地域で行う取組、又は地域の文化・スポーツ等団体に対する取組

【学校】…主に学校で行う取組、又は学校・教職員・部活動指導員に関する取組

STEP1 《主に令和5年度～7年度》：体験機会の確保関連の取組

1 多様な体験機会の確保支援

◆ 1－(1) 地域の文化・スポーツ等団体への周知等【地域】

取組概要	地域の文化・スポーツ等団体に対し、本取組方針の主旨について周知及び理解促進を図る。
取組時期	実績：令和5（2023）年度～

◆ 1－(2) 地域の文化・スポーツ等団体の「つなぐNAVI」への登録推進【地域】

取組概要	児童・生徒・保護者等の、生徒が参加できる団体・活動の情報収集を容易にするため、「やまぐち部活動改革応援バンク～スポーツ・文化芸術つなぐNAVI～（山口県部活動の地域移行に係る人材バンク・ポータルサイト）（以下「つなぐNAVI」）への、地域の文化・スポーツ等団体の登録を推進する。
取組時期	実績：令和5（2023）年度～

◆ 1－(3) 生徒・保護者への周知等、情報提供機会の拡大【地域】【学校】

取組概要	生徒・保護者に対し、本取組方針の主旨について周知、理解促進を図るとともに、生徒が参加できる団体・活動の情報や、「つなぐNAVI」等を紹介する文書・チラシを作成し、学校等を通じて定期的に配布する。また、市ホームページ等に部活動地域移行の専用ページを開設する等により、情報提供機会の拡大を図る。
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

2 部活動指導員等の配置促進（地域連携）

◆ 2－(1) 部活動指導員、外部指導者による指導への移行【地域】【学校】

取組概要	上記「地域クラブ」への移行（地域移行）を中心とした取組と並行して、部活動指導員、外部指導者による指導への移行（地域連携）が可能な部活動の部については、引き続き移行を進める。（→関連取組：3－(1)後段）
取組時期	実績：令和5（2023）年度～

STEP2 《主に令和6年度～7年度》：「地域クラブ」を目指す団体へ支援関連の取組

3 「地域クラブ」を目指す団体への支援

◆ 3－(1) 地域の文化・スポーツ等団体指導者の資質の維持向上、人材確保支援【地域】

取組概要	中学生の発達特性を踏まえた望ましい指導や学校との連携の在り方等に関する適切な研修受講を勧め、「地域クラブ」を目指す地域の文化・スポーツ等団体指導者の資質の維持向上を図る。また、「つなぐNAVI」の指導者マッチング機能の活用等により、「地域クラブ」を目指す地域の文化・スポーツ等団体の指導者確保を支援する。 また、地域の文化・スポーツ等団体から、「中学生を団体活動に受け入れる前に、学校部活動に講師として参加し、中学生に対する指導経験を積みたい」等の声もあることから、人材育成の観点から、地域の文化・スポーツ等団体から、外部指導者として学校部活動に関わる機会の拡大を図る。（→関連取組：2－(1)）
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 3－(2) 地域の文化・スポーツ等団体の公式大会等参加登録支援【学校】

取組概要	今後検討（ ）
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 3－(3) 地域の文化・スポーツ等団体の適切な組織体制確立支援【地域】

取組概要	今後検討
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 3-(4) 「地域クラブ」認定制度の創設【地域】【学校】

取組概要	学校部活動の役割を継承する「地域クラブ」の要件を定め、認定・公表する制度を創設する。（認定要件等は別途定める）
取組時期	目標：令和6（2024）年度 実績：令和（ ）年度

STEP3 《主に令和7年度～》：「地域クラブ」の育成関連の取組

4 「地域クラブ」の充実支援

◆ 4-(1) 「地域クラブ」指導者の資質の維持向上、人材確保支援【地域】

取組概要	中学生の発達特性を踏まえた望ましい指導や学校との連携の在り方等に関する適切な研修受講を勧め、「地域クラブ」指導者の資質の維持向上を図る。 また、「つなぐNAVI」の指導者マッチング機能の活用等により、「地域クラブ」の指導者確保を支援する。（→関連取組：3-(1)）
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 4-(2) 練習場所・用具保管場所等確保支援【地域】【学校】

取組概要	今後検討 （→関連取組：4-(4)）
取組時期	目標：令和7（2025）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 4-(3) 会場使用料等負担軽減支援【地域】

取組概要	今後検討
取組時期	目標：令和7（2025）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 4-(4) 学校との連携支援【地域】

取組概要	今後検討 （→関連取組：4-(2)、5-ii-(2)）
取組時期	目標：令和7（2025）年度～ 実績：令和（ ）年度～

その他 体制関連の取組

5 検討・推進体制に関する取組

i 検討体制に関する取組

◆ 5－i－(1) 岩国市中学生文化・スポーツ活動推進協議会【地域】【学校】

取組概要	市内文化・スポーツ団体や学校・PTA関係者を構成員とする「岩国市中学生文化・スポーツ活動推進協議会」において、課題の共有や推進のあるべき方向性等について検討する。
取組時期	実績：令和4（2022）年度～

ii 推進体制に関する取組

◆ 5－ii－(1) 部活動地域移行コーディネーターの設置【地域】【学校】

取組概要	今後検討
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 5－ii－(2) 各学校担当者の設定【学校】

取組概要	今後検討 （→関連取組：4－(4)）
取組時期	目標：令和6（2024）年度～ 実績：令和（ ）年度～

◆ 5－ii－(3) 事務局機能（県在り方方針の『地域クラブ活動運営団体』に期待される機能等）の確立【地域】【学校】

取組概要	今後検討
取組時期	目標：令和8（2026）年度に体制確立（令和6年度に検討着手） 実績：令和（ ）年度～

参考資料

- ◆岩国市「新たな学校部活動の在り方に関する方針」について
（令和6年1月10日岩国市教育委員会）
- ◆令和6年度からの市立中学校における部活動について
（令和6年1月10日岩国市教育委員会・岩国市中学校長会）
- ◆岩国市立中学校部活動運営方針
（令和6年3月岩国市教育委員会）
- ◆地域（市内）の主な文化・スポーツ等団体一覧

各小・中学校長 様

岩国市教育委員会
教育長 守山 敏晴

岩国市「新たな学校部活動の在り方に関する方針」について

学校の部活動については、国や県において、部活動を学校単位から地域単位へ移行するように取組が進められており、岩国市教育委員会におきましても、部活動の段階的な地域移行に向け、本市の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた体制整備等について検討を進めているところです。

また、昨年 10 月には、岩国市中学生文化・スポーツ活動推進協議会において、学校部活動の縮小化に関する方向性が取りまとめられました。

これらを踏まえて、このたび、標記、学校部活動の在り方に関しまして、改革の背景・趣旨をはじめ、本市の方向性や取組についての周知及び理解を図ることを目的に、以下の内容について、市内小・中学校の児童・生徒を対象としたリーフレット及び保護者に向けた文書を作成しましたので別添により送付します。

つきましては、貴校教職員へ周知していただきますとともに、児童・生徒及び保護者への配布をお願いします。

記

1. 方針策定の趣旨等について

近年、少子化が進む中、市内の中学校等において、地域によっては部活動の休部や廃部、小規模化が進行しており、団体競技等においては、単独の学校での充実した活動の維持が困難な状況にあります。今後は、少子化の中でも、本市の子どもたちが自らの興味・関心に応じたスポーツ・文化芸術活動を選択し活動に取り組むことができるとともに、将来にわたり継続して親しむことができる機会を確実に確保していくことが必要であると考えます。さらに、学校部活動の縮小化および地域移行が進めば、学校全体の業務軽減につながり、教材研究など本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上することが考えられます。

2. 目指す姿について

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、子どもたちの体験格差を解消することをめざします。まずは、今まで、市内の学校部活動で行われてきた、スポーツ文化芸術活動を、地域での活動によって補っていけるような環境づくりを進めることを目指します。

さらに、今後の、学校部活動の役割としては、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむことや、新しい価値が創出されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる場となるよう環境を整えます。

3. 期待される効果について

地域で活動することにより、校内の生徒のみならず、地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与することが期待されます。また、自分の目的・興味・関心に応じた種目・分野の選択が可能となり、意欲的な取組が期待されます。

今後、学校部活動が、スポーツ・文化芸術活動を通して、教職員、子ども、地域の方々など、多世代との交流による新たなコミュニティ創出の場となり、学校を軸とした絆の強い地域が作られることが期待されます。

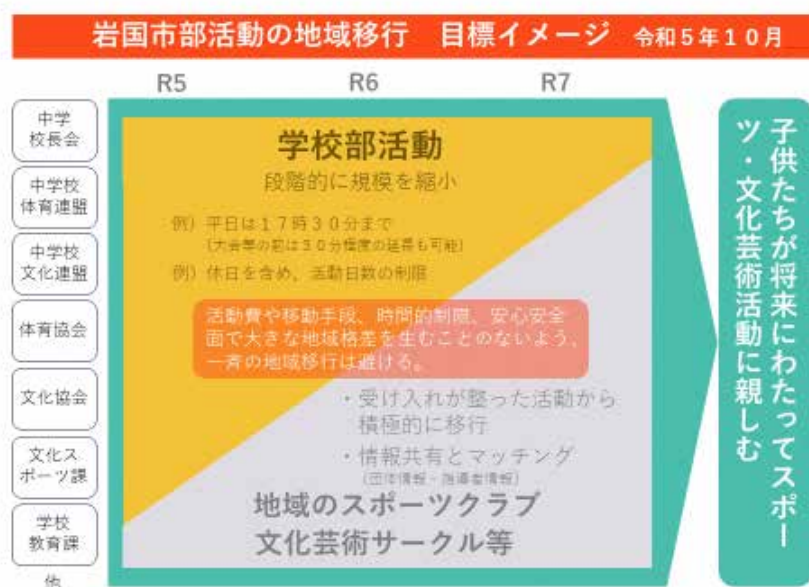
4. 本市における改革の方向性

令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、市内全ての中学校において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施しています。

まずは、令和5年度に本市の取組方針を定め、各小・中学校を通じて、児童・生徒、保護者に周知を図ります。次いで、令和6年度から令和7年度末までに、学校部活動の縮小化を図ります。あわせて、スポーツ・文化芸術活動を行う外部団体等が存在し、活動機会が整った競技等については、徐々にその学校部活動を減らしていきます。

一方で、地域での受け入れが整わない部活動の種目については、当面の間（令和6年度～8年度末まで、令和9年度以降は未定）、スポーツ・文化芸術活動の機会を保障する場として継続していきます。

*継続する部活動については学校ごとに異なります。



5. 中学生の参加する新たなスポーツ・文化芸術活動団体について

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により中学生のスポーツ・文化芸術活動の場として整備すべき地域の新たな活動団体の在り方について示します。

今後、岩国市の中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供していただける団体についての情報提供に努めます。これらの団体については、競技志向の活動だけでなく、複数の種目や様々なレベルに応じた活動を行う団体を想定しております。

- 本件に係る御質問等がございましたら、下記担当まで御連絡ください。

学校教育課 担当：中村 高之 TEL 0827-29-5203 FAX 0827-21-3456

令和6年（2024年）1月10日

岩国市立各小中学校保護者 様

岩国市教育委員会
教育長 守山 敏晴
岩国市中学校長会

令和6年度からの市立中学校における部活動について

保護者の皆様には、平素より、本市教育への御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、少子化の進行により、全国的に部活動運営の継続が厳しい状況にある学校が増加しております。一方で、教職員の長時間勤務の常態化が社会問題化する中、教職員が働きやすい職場環境づくりや業務改善についても進めております。

そこで、本市においても、中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を継続的に確保するため、学校部活動の規模を段階的に縮小し、地域のスポーツクラブや文化芸術サークル等に移行していくことが急務となっています。

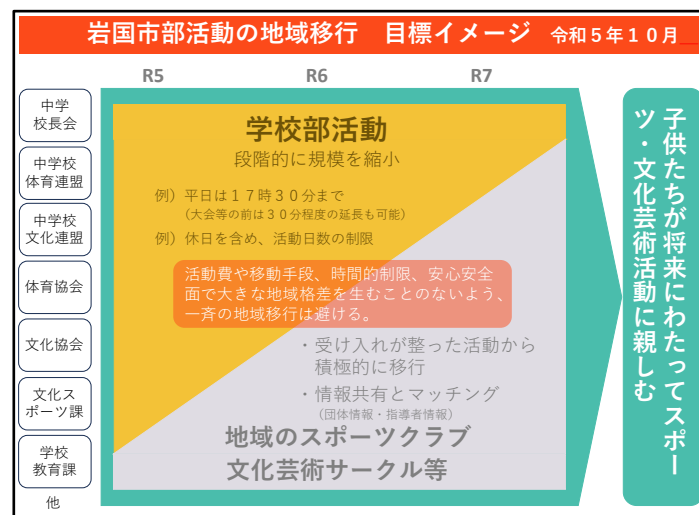
そのため、中学校長会や中学校体育連盟並びに文化連盟、岩国市中学生文化・スポーツ活動推進協議会等で関係団体代表とも協議を重ねております。

つきましては、岩国市教育委員会といたしまして、この度、以下のように進めて行くことになりましたのでお知らせします。

なお、本市の広域性から、移動手段や時間的制限、安心安全面で大きな地域格差を生むことがないように、期限を決めた一斉の地域移行を避けながら進めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、この取組の趣旨につきまして御理解をいただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 令和6年度の夏季活動期間は、平日17時30分下校を目標として段階的に規模を縮小する。（大会やコンクール前等実情に応じて活動時間を延長する場合もある）
- 休日の部活動については、現状通り、土曜日及び日曜日は少なくとも一日以上を休養日とする。
- 地域の実情に応じて、活動日数の制限により、規模の縮小を進める場合もある。



子どものスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実に向けた部活動改革について 岩国市立中学校において部活動地域連携・地域移行が進められます



○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、市内の中学校において、地域によっては部活動の小規模化が進行しています。さらに、団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難な状況にあります。
- 今後は、少子化の中でも、将来にわたり本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要と考えています。

○目指す姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消していきます。
- 学校部活動で行われてきた、スポーツ文化活動を、地域の活動においてカバーしていきます。
- 学校部活動の役割は、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しめるよう、新しい価値が創出されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる場にします。

○期待される効果

- 学校の枠を超えた生徒同士や多世代間との交流を通して、子どもたちの人間関係形成能力が高まることを期待します。
- ニーズに応じた種目・分野が選択可能となり意欲的な取組が期待されます。
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による絆の強い地域づくりを目指します。
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上を図ります。

○改革の方向性

- 令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、市内全ての中学校において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施します。
- 岩国市においては当面の間（令和9年度以降は未定）、学校部活動をスポーツ・文化活動の機会の確実な確保の場として継続していきます。しかし、スポーツ・文化芸術活動を行う外部団体等が存在し、活動機会が整った競技等については、徐々にその学校部活動を減らしていきます。
- 今後の国の方針や他市町の進捗状況等を踏まえて、改革推進期間終了時期に、必要に応じて、方針を見直します。

○学校部活動の地域移行に向けた環境整備

地域移行に向けて、地域の新たな活動機会の創出に当たり、学校部活動を段階的・計画的に縮小していくため、その進め方やイメージ等を示します。（下記イメージ図参照）

（主な内容）

令和6年度からの部活動時間または活動日数の縮小

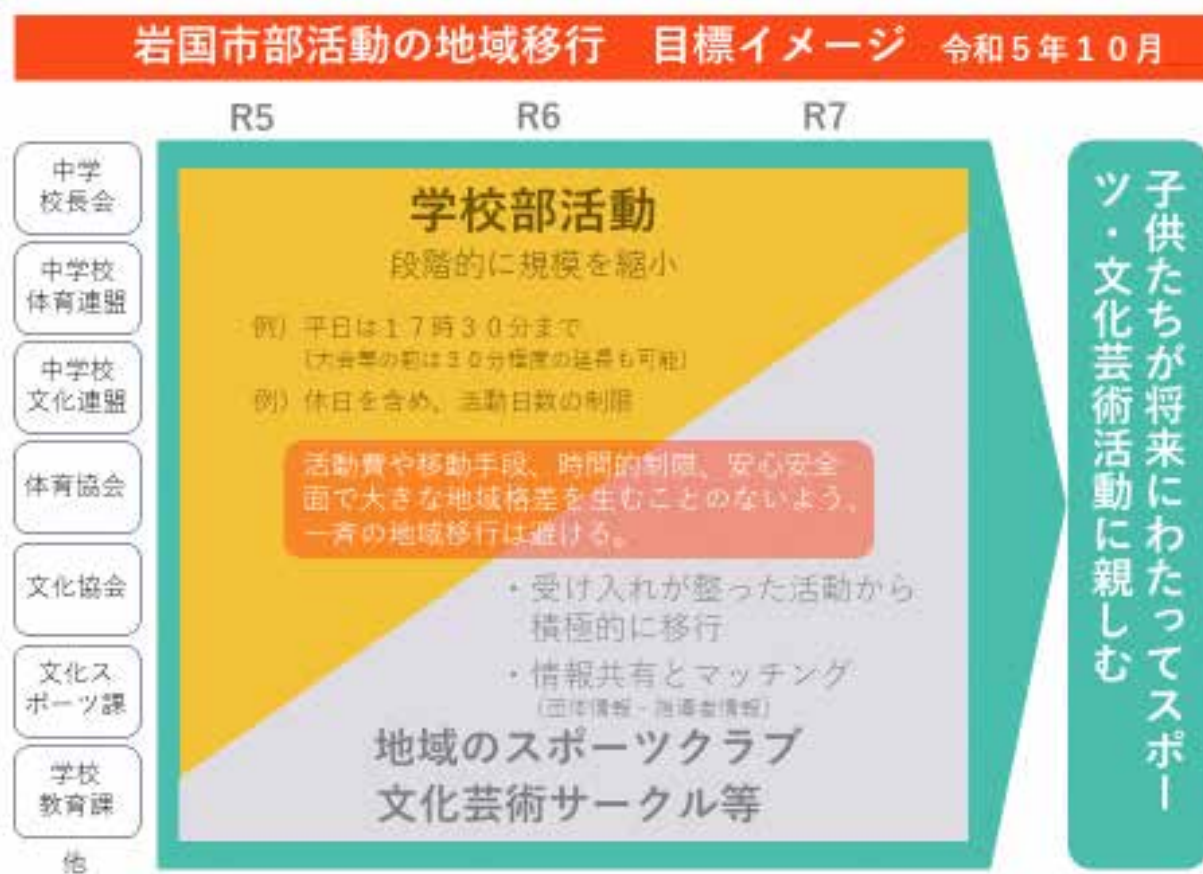
（対応については各学校の実情に応じて設定されます）

例1：平日の総下校時刻17：30

例2：平日の総下校は現行どおり、平日は火曜日、木曜日の2日間を休み

令和7年度からは（例）総下校時刻17：00

令和8年度からは（例）総下校時刻16：45（学校により多少異なる場合があります。）



○中学生の参加する新たなスポーツ・文化芸術活動団体とは？

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな活動団体の在り方について示します。

- 岩国市内で行われる中学生のスポーツ・文化活動を支援してくれる団体
- 競技志向の活動だけでなくレクリエーション的な活動、文化・芸術活動を行ってくれる団体
 - 中学生の志向や体力等に適したプログラムの確保
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設や公民館、学校など様々な場所で活動
- 廉価な参加費用の設定（地域の団体で活動する場合には、入会金、参加費用等を負担することになります）

部活動に関する Q&A

Q1 地域クラブ活動では、どのような方が指導されるのですか？

- 地域のスポーツ・文化芸術 団体のほか、部活動指導員、退職教員、指導を希望する教員、企業関係者、スポーツ推進委員、学生など様々な関係者が指導者となることを想定しています。
- 指導者資格や高い資質・能力を有する指導者によって、専門的な技術指導や生徒の発達の段階に応じた指導など、安心・安全で質の高い指導が期待されます。

Q2 地域で行われる活動では、どのような活動ができるのですか？

- これまで、学校部活動で行っていた種目や分野の活動を想定しています。
- 競技力の向上を目指す活動や複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など、中学生のニーズに応じた様々な活動を想定しています。
- 休養日や活動時間については、活動を行う団体によって異なりますが、中学生の皆さんの心身の成長に配慮し、原則として、学校部活動に準じた活動が行われます。

※岩国市の学校部活動では、原則、週に2日以上の休養日（平日・週休日それぞれ1日以上）、適切な活動時間（平日2時間、週休日3時間程度）での活動を行うようになっています。

Q3 地域の活動には、どのように参加したらいいですか？

- 各活動団体に、各自で入会の手続きを行ってください。
- 入会については随時が基本ですが、団体によっては登録の時期が決まっている場合もありますので、各団体に確認してください。
- 今後、県や市のホームページで、岩国市の中学生が参加可能な活動団体の紹介を行います。

Q4 地域の団体へ入会する場合の費用はかかりますか？

- 入会金、指導者への謝金や施設の使用料、移動に係る交通費等の負担などが発生することが想定され、各団体によって費用は異なりますが、みなさんが参加する場合は、それらの費用がかかります。
- 運営する外部団体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で会費を設定することとしています。

Q5 地域の団体で活動する場合、今までどおり中学校体育連盟の大会に参加することはできますか？

- 中学校体育連盟に登録されている地域のスポーツ団体は出場できます。
＊詳しくは別紙「山口県中学校体育連盟主催大会参加資格について」をご覧ください。

Q6 学校部活動や地域のスポーツ・文化芸術活動団体への参加について

必ず入らなければいけないの？ どっちも入っていいの？

- 学校の部活動も、地域で行われる活動も皆さんの判断によって決めるものです。自分がやりたいと思う活動を選んで参加するようにしてください。
- 学校の部活動と地域の団体両方に参加することは可能ですが、大会参加については、どちらかの一つで参加するようになりますので、注意してください。
- 各学校の部活動や地域の団体によっては、学校部活動と地域の団体と両方参加することができない場合もありますので、各学校や団体の代表の方に確認するようにしてください。

岩国市教育委員会

【問合せ先】 岩国市教育委員会学校教育課

【TEL】

0827-29-5203

山口県中学校体育連盟主催大会参加資格について

令和6年度に山口県内の
中学校に在籍する生徒の
皆さん



山口県中学校体育連盟

令和5年度より全国中学校体育大会と中国中学校選手権大会に地域スポーツ団体等が特例で参加しています。これに準じて、令和6年度の山口県中学校体育連盟主催大会（県選手権大会・県新人大会・県駅伝大会）とその予選会である各支部大会も地域スポーツ団体等が参加できるようにします。



中学校の部活動のみに所属している人

○今までと変更はありません。

中学校の部活動と地域スポーツ団体等の両方に所属している人

○大会には部活かクラブのどちらか1つで参加ができます。

*どちらで参加をするかの選択をしてください。

○学校で入部届を提出する時期（4月中旬～下旬頃）に、自分がどちらで参加するのかを顧問（学校）の先生に伝えてください。

地域スポーツ団体等とは 中央競技団体か県競技団体へ登録されている団体で

○土日、休日に地域の指導者による指導のもと活動している団体

○地域で集まって保護者や地域の方と一緒に活動している団体

○個人で入るスポーツクラブ（会費等の有無は関係ありません）

※学校の部活動は含まれません。

注意してください！

○大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は、山口県中学校体育連盟に申請をし、認定を受けていないと参加できません。所属している団体責任者の方に、認定を受けているかを必ず確認してから選択をしてください。

※自分がクラブ等で参加したくても、所属団体自体が認定を受けていなければ参加できないからです。

○全ての競技で地域スポーツ団体等が参加できるわけではありません。参加の条件も競技ごとで違います。所属している団体責任者の方と確認してください。

○4月に自分がどちらで参加するかを決定したら全国大会が終了する8月下旬までは変更できません。



岩国市立中学校部活動運営方針

令和6年3月
岩国市教育委員会

～目次～

(趣旨)

1 適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

(1) 部活動の方針等の策定等

(2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・・・・・・・・ P 2

(1) 適切な指導の実施

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

3 適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

(2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

6 部活動中における安全管理と事故防止・・・・・・・・・・・・ P 5

(趣旨)

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、生涯にわたって運動や文化に親しむ資質や能力の育成を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育むとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる重要な教育活動である。

しかしながら、少子化の進展とともに、教育に関する課題が複雑化・多様化する中、部活動の過熱化による生徒の身体的負担の増大や、他の活動を行う時間の減少が課題となっている。また、学校の働き方改革を推進する中で、教員の長時間勤務や専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を維持することが困難であることなどから、中学校や地域によっては学校部活動の存続が厳しい状況にある。

そこで、岩国市教育委員会では、岩国市が目指す「岩国を愛し、夢を抱き、生き抜く力を育む」学校教育具現化の一環として、生徒の自発的・自主的な参加により行われる学校部活動について、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に配慮しつつ、豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる持続可能な運営がなされるよう、本方針を設定するものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定等

- ア 校長は、「岩国市立中学校部活動運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を公表し周知に努めることとする。
- エ 岩国市教育委員会は、上記ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案

した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 岩国市教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 岩国市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、生徒の入退部等については、学校の組織全体で管理する必要がある。特に、生徒が転退部等の意向を示している場合は、当該生徒の考えを十分に確認する。その際、部活動の見学や、学級担任・部活動顧問を交えた懇談等を実施するとともに、保護者と連携して適切・丁寧に対応することが大切である。

部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及びスポーツ庁が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が同12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、令和4年12月に作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに平成31年3月に山口県教育委員会が作成した「部活動指導の手引き(改訂版)」に則って実施する。

岩国市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう関係法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケ

ーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する、合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルや習熟レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して２（１）に基づく指導を行う。

３ 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、本方針策定の趣旨に沿って設定するものとし、以下を基準とする。

イ 校長は、１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、岩国市の策定する方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 令和6年度から段階的に、部活動時間または活動日数を縮小する。
（対応については各学校の実情に応じて設定する）

（例）

令和6年度からは

- ・ 平日の総下校 17：30
- ・ 平日の総下校は現行どおり、平日は2日間を休み

令和7年度からは

- ・ 平日の総下校 17：00
- ・ 平日の総下校は現行どおり、平日は3日間を休み

令和8年度からは

- ・ 平日の総下校時刻 16：45

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

ア 校長は、生徒の運動・スポーツ・文化的活動に関するニーズは、競技力や技能等の向上以外にも、友達と気軽に楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、部活動において生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるように努める。

イ 校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒による合同チーム等での取組ができるよう配慮する。

(2) 地域との連携等

- ア 岩国市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境、文化的環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 岩国市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化的活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業の活用を推進する。
- ウ 岩国市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者等が共に子供の健全な成長を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- エ 岩国教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 岩国市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校が参加する大会数の目安等を以下に示す。

各学校の部が参加する大会は、学校団体の主催もしくは共催する大会とする。
それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

- イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 部活動中における安全管理と事故防止

- ア 校長は、部活動の指導・監督、監視体制を整え、安全対策の整備及び危機管理マニュアルの見直しと全職員への周知を徹底し、万一、事故が起こった場合には、関係機関の協力を得るなどして組織的に対応する。
- イ 部活動顧問は、健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休養させるなど適切な対応をとる。
また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識をもつように指導する。

ウ 校長及び部活動顧問は、部活動で使用する施設について、設備・用具等の点検項目を作成し、定期的に点検・補修を行う。

また、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図る。

エ 校長及び部活動顧問は、熱中症事故の防止、局地的な大雨、落雷や突風等による事故の防止を図るために、情報の収集に努め、生徒の安全確保に向けた取組を徹底する。

オ 近年、気候変動等により、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、学校部活動における生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

また、気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により、活動内容を適切に判断すること。

さらに、広域的な大会等でやむを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。

なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

カ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努めること。

また、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する感染症予防に関するガイドライン等を参考にし、感染予防対策に努めること。

令和５年度 文化・芸術等団体一覧（文化協会等所属）

（令和5年10月現在）

	サークル名	加入団体	番号	サークル名	加入団体	番号	サークル名	加入団体
1	岩国絵画クラブ	岩国市文化協会 （77団体）	51	嘉風流吟剣詩舞道	岩国市民俗芸能協会 （10団体）	101	華花クラブ	玖珂町文化協会 （21団体）
2	アトリエフレンド		52	吟道天水流吟詠会		102	伝統衣文化きもの教室	
3	スタジオ 美の小径		53	光洋流吟道		103	フラウエンちどり	
4	写団「のら犬」		54	菅源流剣詩舞道 岩国支部		104	シニアコーラスゆう	
5	岩国書道協会		55	典靜流吟剣詩舞道		105	サロンコーラス	
6	岩国文化書道院		56	創作舞踊 菅源流		106	由宇歌謡クラブ	
7	凌雲書道会		57	日本舞踊 高月流		107	日舞花柳会	
8	岩国同人俳句会		58	藤本流秀規誉会		108	安来の会	
9	岩国若葉会		59	社団法人表千家同門会山口県支部岩国地区		109	フォークダンスクラブ	
10	コスモス句会		60	一般社団法人茶道裏千家淡交会岩国支部		110	ゆうたんフォークダンスサークル	
11	岩国ひこばえ俳句会		61	武者小路千家山口官休会・岩国支部		111	レッツ・ジョイ・フォークダンス	
12	錦城俳句会		62	専心小笠原流煎茶岩国支部		112	岩国フォークダンスゴールドクラブ	
13	岩国川柳会		63	香道泉山御流中国支部九曜会		113	ハウオリーズゆう	
14	対岸俳句会		64	華道家元池坊岩国支部		114	大正琴アソシエ由宇すみれ	
15	青潮短歌会（岩国地区）		65	草月流岩国		115	Pause（パウゼ）	
16	蜀紅短歌会		66	三才流盤景岩国錦晃会		116	ふれあい歌声サロン	
17	草笛短歌会		67	専心池坊岩国支部		117	乱舞同好会	本郷町文化協会 （9団体）
18	岩国演劇研究会「劇団のんた」		68	岩国蘭友会		118	玉扇流末広会	
19	ミュージカル・ファクトリー・クライマックス		69	岩国市歌謡連盟同友会		119	高月流寿華会	
20	岩国バレエ同好会		70	千草流和紙ちぎり絵野菊の会		120	光風流山陽吟詠会玖珂支部	
21	岩国ジャズバレエ研究会		71	欧風刺繍 麦の会		121	水島流水島会	
22	岩国ソーシャルダンス研究会		72	スタジオ ル・カイン		122	琴伝流大正琴柳月会	
23	岩国社交ダンス倶楽部		73	岩国作家会		123	高月流翠寿会	
24	岩国マンドリンオーケストラ		74	岩国藩鉄砲隊保存会		124	花柳満津公美会	
25	岩国ウインドアンサンブル		75	宇野千代顕彰会		125	フラワークラブ	
26	大正琴アソシエ		76	岩国地方史研究会		126	オリーブ手品クラブ	
27	琴伝流大正琴全国普及会 フェニックス		77	綴り太鼓 華鼓月		127	筑紫あやめ会	
28	スタジオハーモニー		78	岩国太鼓保存会	由宇町文化協会 （29団体）	128	藤間流藤紫会玖珂支部	
29	岩国混声合唱団		79	岩国南条踊保存会		129	扇寿同志会	
30	コール錦		80	岩国行波の神舞保存会		130	玖珂陶芸クラブ	
31	岩国女声合唱団		81	小糠踊保存会		131	玖珂フラワーアレンジメント	
32	愛宕フラウエンコール		82	平田囃田保存会		132	迫和子社中	
33	公益社団法人日本尺八連盟山口県支部岩国幹部会		83	行波の獅子舞保存会		133	玖珂絵画クラブ	
34	生田流正派紫陽会		84	通津奴道中保存会		134	鞍掛俳句会	
35	生田流筑紫若樹会		85	嬉野神楽保存会		135	フォトクラブ玖珂	
36	新都山流尺八山口県支部弘友会		86	錦見イギリコ保存会		136	玖珂町絵手紙クラブ	
37	筑紫琴凰会		87	藤生神楽保存会		137	玖珂園芸クラブ	
38	和楽・華弥音会	美和町文化協会 （12団体）	88	由宇町郷土史研究会		138	本郷勘場吟友会	美和町文化協会 （12団体）
39	生田流正派桐朋会		89	NECC(Naomi's English Conversation Class)		139	本郷詩舞教室	
40	生田流筑紫ゐと音会		90	由宇短歌会		140	本郷フラ・カプア	
41	聲の会		91	清玉書道教室		141	本郷フォークダンスクラブ	
42	正派 音和会		92	遊デジカメ会		142	本郷舞踊教室	
43	筑紫 樹音の会		93	新陽会		143	ほんごう写友会	
44	筑紫あやめ会		94	ゆう絵手紙の会		144	岩国音頭山代保存会	
45	喜多流岩国喜香会		95	一針会		145	ソング・トーク	
46	藤間流 藤満会		96	キルト同好会		146	山代本郷歴史研究会	
47	藤間流 藤紫会		97	由宇囲碁クラブ		147	水府流	美和町文化協会 （12団体）
48	藤間流 藤津会		98	将棋クラブ		148	檀浦流	
49	光風流山陽吟詠会岩国地区連合会		99	由宇木彫研究会		149	コールレインボー	
50	水府流吟道中国地区本部		100	ゆういけ花		150	コール美和	

令和５年度 文化・芸術等団体一覧（文化協会等所属）

（令和5年10月現在）

番号	サークル名	加入団体
151	美郷うたクラブ	
152	コン・アニメ音楽教室	
153	おやゆび姫	
154	ファニー・メール ダンスクラブ	
155	アロハフラ・ハーモニー	
156	竹扇流 竹扇会	
157	藤間流 藤紫会	
158	ファニー・メール	
159	上沼田神楽保存会	
160	山代白羽神楽保存会	
161	釜ヶ原神楽団	山代神楽連絡協議会 （7団体）
162	金山神楽保存会	
163	山代神楽本谷保存会	
164	東谷神楽保存会	
165	向峠神楽保存会	
166	童謡を歌う会「赤とんぼ」	周東文化協会 （24団体）
167	玖西川柳会	
168	嘉風流吟剣詩舞道	
169	高月流寿華会	
170	グリーンエコーズ	
171	コール梶の杜	
172	ハンドベル「カトレア」	
173	周東ふるさと太鼓「浮草」	
174	周東こども教室 華道教室	
175	氷室短歌会	
176	茶道教室（表千家）	
177	祖生俳句会	
178	大正琴「若草」	
179	大正琴「チェリー」	
180	歌鈴会	
181	オカリナ教室	
182	祖生水墨画教室	
183	えのき会	
184	周東町婦人会茶道部	
185	中田書道教室	
186	クラフト手芸教室	錦町文化協会 （30団体）
187	書道（硬筆）	
188	わかばつまみ絵教室	
189	STキャンパス	
190	パソコングループ	
191	高根生花教室	
192	錦フォークダンスクラブ	
193	錦うぐいすの会	
194	錦ハーモニカクラブ	
195	まほろば笛の会	
196	広瀬DA	
197	ヨガ教室	
198	錦よさこい連 螢	
199	絵画教室	
200	ストレッチクラブ	

番号	サークル名	加入団体
201	錦あしかび短歌教室	
202	錦民謡クラブ	
203	錦城流大正琴 錦会	
204	スポーツ吹き矢倶楽部	
205	パチャンガ	
206	ヤマハ大正琴教室琴音会	
207	トーンチャイム清鳴	
208	コールほんじょう	
209	広東民踊クラブ	
210	広瀬押し花教室	
211	錦カラオケクラブ	
212	茶華道教室	
213	スマホクラブ	
214	光風流山陽吟詠会錦支部	
215	水府流吟道山葵会	
216	錦千守会	
217	錦書法画会	
218	広東カラオケクラブ	
219	花＋（はなぶらす）	

令和５年度 スポーツ・レクリエーション団体一覧

(令和５年10月現在)

	団体名	組織
1	岩国市陸上競技協会	(一財) 岩国市体育協会 (40団体※) ※当該40団体に単位団体が所属
2	岩国市野球連盟	
3	岩国ソフトボール協会	
4	岩国卓球協会	
5	岩国市ソフトテニス連盟	
6	岩国テニス協会	
7	岩国バレーボール協会	
8	岩国市ハンドボール協会	
9	岩国市サッカー協会	
10	岩国市バスケットボール協会	
11	岩国市バドミントン協会	
12	岩国市弓道連盟	
13	岩国市剣道連盟	
14	岩国柔道協会	
15	岩国市銃剣道連盟	
16	岩国市相撲連盟	
17	岩国市空手道連盟	
18	岩国市水泳連盟	
19	岩国市スキー連盟	
20	岩国市クレ－射撃協会	
21	高等学校体育連盟岩国地区	
22	岩国地区中学校体育連盟	
23	岩国市スポーツ少年団本部	
24	岩国市合気会	
25	岩国市フェンシング協会	
26	岩国アーチェリー協会	
27	岩国市少林寺拳法協会	
28	岩国市ゲートボール協会	
29	岩国市綱引連盟	
30	岩国市グラウンド・ゴルフ協会	
31	岩国市フリーテニス協会	
32	岩国ゴルフ協会	
33	岩国市バウンドテニス協会	
34	岩国市カヌ－協会	
35	岩国オリエンテーリング協会	
36	岩国市エスキーテニス連盟	
37	岩国市硬式野球連盟	
38	岩国市ボウリング協会	
39	岩国市ホッケー協会	
40	岩国市ママさんバレーボール連盟	
41	NPOゆうスポーツクラブ	岩国市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 (7団体)
42	KUGAスポーツクラブ	
43	IDBスポーツクラブ	
44	SHOKOエンジョイ倶楽部	
45	美和スポーツクラブ	
46	ほんごう維新クラブ	
47	美川スポーツクラブまめな会	

	団体名	組織
48	愛宕サッカー	岩国市スポーツ少年団 (34団体)
49	岩国ＳＣジュニア	
50	岩国サッカー	
51	灘サッカー	
52	平田サッカー	
53	麻里布サッカークラブ	
54	御庄ＦＣ	
55	灘ミニバスケットボールクラブ	
56	ミニバス岩国	
57	岩国軟式野球	
58	岩国東ユネスコ	
59	玖珂少年野球クラブ	
60	周東軟式野球	
61	灘はやぶさ	
62	平田軟式	
63	麻里布クラブ	
64	研道館	
65	灘剣道同好会	
66	玖珂柔道	
67	岩国少年柔道	
68	無名塾	
69	J A C 岩国	
70	岩国相撲	
71	KUGAホッケー	
72	ゆうスポーツクラブ	
73	玖珂キッカーズ	
74	岩国エンジェルス	
75	周東J V C	
76	由誠館柔道クラブ	
77	武心会	
78	灘シーガルス	
79	少林寺拳法岩国市元町	
80	ビースト平田ミニバス	
81	剣愛会	
82	岩国管内レクリエーション指導者協議会	岩国市レクリエーション連盟 (12団体)
83	岩国オリエンテーリング協会	
84	岩国市武術太極拳協会	
85	岩国民踊協会	
86	岩国市バウンドテニス協会	
87	岩国ミニテニス協会	
88	錦川シェアリングネイチャーの会	
89	岩国市ホッケー協会	
90	シニアテニス岩国	
91	LBC岩国	
92	岩国市エスキーテニス協会	
93	スポーツチャンバラ協会岩国支部	